

平成 23 年 3 月 8 日

建設工事一般競争（指名競争）

入札参加資格者 の皆様

高知市総務部 契約課

## 平成 23 年度 入札・契約制度の改正について

高知市では、建設工事にかかる入札・契約制度について下記のとおり改正し、平成 23 年 4 月 1 日（公告日、指名通知日が 4 月 1 日以降のもの）より施行します。

記

### 1 建設工事請負契約書及び工事に係る委託業務契約書の改正

「公共工事標準請負契約約款」の改正等に伴い、「建設工事請負契約書」及び「工事に係る委託業務契約書」を改正します。なお、主な改正内容は次のとおりです。

工事請負契約書

- (1) 「甲」「乙」の略称表記を廃止し、「甲」を「発注者」、「乙」を「受注者」と表記
- (2) 一定の要件のもとに、現場代理人の工事現場における常駐義務を緩和できる規定を新設  
本市では運用により実施中（平成 21 年 5 月 21 日付「現場代理人の兼務の取扱いについて」通知）  
の内容を約款で明文化するもの
- (3) 工期延長に伴う増加費用の負担について、発注者に帰責事由がある場合には発注者が費用を負担する旨を明確化

工事に係る委託業務契約書

- (1) 「甲」「乙」の略称表記を廃止し、「甲」を「発注者」、「乙」を「受注者」と表記
- (2) 履行期間延長に伴う増加費用の負担について、発注者に帰責事由がある場合には発注者が費用を負担する旨を明確化
- (3) 部分払に係る規定、及び債務負担行為に係る特則の新設

### 2 工事に係る委託業務の最低制限価格の算定方法の改正

工事に係る委託業務の国土交通省の「低価格入札調査基準価格」算定式の改正に伴い、別紙のとおり  
に本市の工事に係る委託業務の最低制限価格（最低基準価格）の算定方法を改正します。

### 3 郵便入札における郵送方法の変更

一般競争入札等において実施しています郵便入札の郵送方法について、「高知市契約規則」に沿った  
方法によるものとし、入札書を入れた封筒をさらに別の封筒に入れて郵送していただく方法に変更しま  
す。変更内容は次のとおりです。

なお、詳しくは別添の「高知市郵便入札実施要領」を参照ください

従来（入札書郵送方式）

入札書を入れた封筒に入れ封かんし、当該封筒には、案件名、開札日及び入札者の住所（所在地）、氏

名並びに「入札書在中」の旨を明記する。

工事費内訳書の提出が義務付けられている場合は、 の封筒に入札書といっしょに同封する。

**改正後**（入札書郵送方式）

入札書は、封筒に入れて封かんし、当該封筒の表には、**案件名及び入札者の氏名**（法人にあつては、名称及び入札する権限を有する者の職名、氏名とする。以下同じ。）を**明記**する。

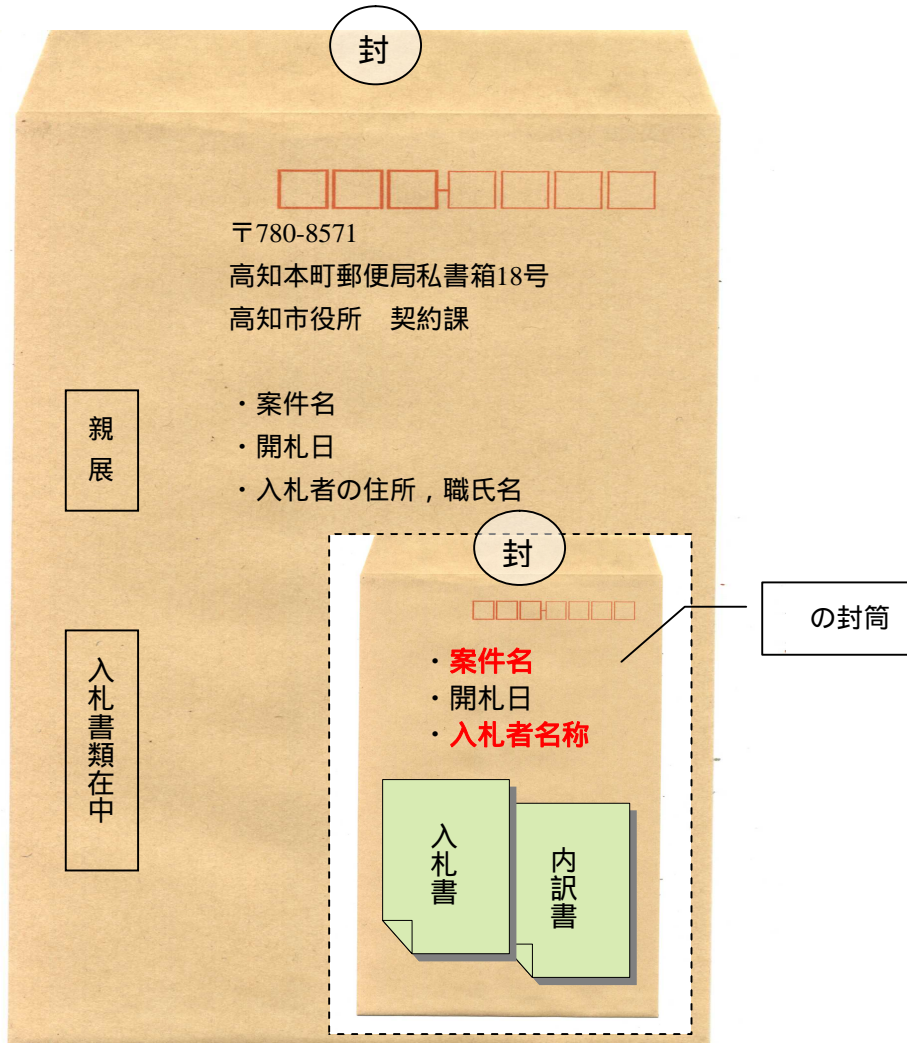
工事費内訳書の提出が義務付けられている場合は、 の封筒に入札書といっしょに同封する。

**さらに、入札書及び工事費内訳書等を入れて封かんした の封筒を別の封筒に入れ封かんし、その封筒に、案件名、開札日及び入札者の住所（所在地）、氏名、並びに「入札書類在中」及び「親展」の文字を明記する。**

なお、**入札書を入れた封筒に案件名又は入札者名の記載のないものについては、開封しないものとし、当該入札書を提出した者は、入札を辞退したものとみなします。**（下図の赤字部分）

また、**入札書を封筒に入れていないもの又は入札書を入れた封筒を封かんしていないものについては、当該入札を無効とします。**

<参 考>



#### 4 前払い金が請求できる金額の引き下げ

中小建設業の皆様の方滑な資金提供を図るため、前払い金が請求できる工事及び工事に係る委託業務の金額を、「請負金額300万円以上」から「**請負金額200万円以上**」に引き下げます。

#### 5 契約保証の必要な工事の対象金額について

建設工事の契約において契約保証の必要な工事の対象を、「請負金額300万円（消費税込）以上のもの」として運用していましたが、「**請負対象金額300万円以上（消費税込）のもの**」とします。従って、入札により請負金額が300万円未満となった場合でも、請負対象金額が300万円以上の工事は契約保証が必要となります。その場合、落札時に契約保証が必要となる旨をお知らせしますのでよろしくお願ひします。

また、工事請負契約書は、契約保証の有無によりA型・B型に区分していましたが、**区分を廃止**し共通様式とします。

従って、完成後に提出していただく「請負工事引渡書」もA型・B型の区分を廃止します。

#### 6 総合評価落札方式の評価項目・評価基準の改正

総合評価落札方式の評価項目・評価基準について次のとおり改正します。

詳しくは、別添付ファイルの「総合評価落札方式評価項目及び評価基準（標準）」を参照ください。

##### 同一工種工事の成績評定

従来は、公告日の属する年度の前年度までの5カ年度の工事成績を対象としていましたが、対象を**3カ年度に変更**します。

##### 企業の評価：企業の技術力：優良工事表彰の有無の評価について

従来は、工種に関係なく前年度までの5カ年の工事で優良工事表彰を受けている場合は、評価していましたが、**発注工事と同一工種の工事について優良工事表彰を受けている場合に限り評価**することとします。

##### 企業の評価：環境・福祉：次世代育成支援に関する認定等の追加について

次世代育成支援対策を推進するため、**新たに「次世代育成支援に関する認定等」を評価項目に加えます。**

平成15年に成立・公布された「次世代育成支援対策推進法」により、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、301人以上（平成23年4月1日以降は101人以上）の労働者を雇用する事業主は、「一般事業主行動計画」を策定し、速やかに届け出なければならないとし、雇用する労働者が300人以下（平成23年4月1日以降は100人以下）の事業主には同様の努力義務があるとされています。

##### 法令違反

公告日の属する年度又はその前年度において本市から「指名停止を受けた者に対して減点評価を行う」としていましたが、「指名停止を受けた**期間がある者**に対して減点評価を行う」とし、明確な表現に改めます。

##### 施行計画の評価について

各項目の基本配点を4点以内で設定することでしたが、8点以内で設定できることとし、課題の内容によって1項目であっても、施行計画の配点が高くできるよう改めます。

また、加算点についても、従来は、加算点比を「4」・「2」・「加算点なし」（評価基準では、加算点比「2」・「1」・「0」）として評価していましたが、より細かく評価できるよう、加算点比を「4」・「3」・「2」・「1」・「加算点なし」と変更し評価します。

## 7 一般競争入札の施工実績の対象期間について

一般競争入札における施工実績の対象期間については、国をはじめ多数の自治体では過去 10 年間の対象としているところですが、本市では、工事实績情報のデータベース登録（CORINS 登録）が開始された、平成 6 年 4 月以降を対象としてきました。

しかしながら、工事等の技術革新が進む中において、工事の品質確保の観点から過去 15 年間の実績を要件とすることとします。

従って、平成 23 年度は、平成 8 年 4 月以降を対象とすることになります。

## 8 手持ち要件の緩和について

従来、競争性確保の観点から、土木・建築・舗装工事等について、年度後半に「一般競争入札の手持ち要件の緩和」を実施しておりましたが、本市公共工事の発注件数の減少により、年度後半におきましても、競争性が確保できない状況になることが少なくなっております。

従いまして、来年度からは状況によって実施することとし、必ずしも年度後半に「一般競争入札の手持ち要件の緩和」を行うとは限りませんのでお知らせします。

以上

事務担当 高知市 総務部 契約課  
高知市本町 5 丁目 1 番 45 号（本庁舎 4 階）  
:088-823-9416 FAX:088-823-9496  
E-mail: kc-050500@city.kochi.lg.jp

## 工事にかかる委託業務への最低制限価格（試行）の改正について

工事にかかる委託業務（建設コンサルタント業務）について、下記のとおり最低制限価格を改正（最低基準価格の算定方法の改正）する。

## 記

- 1 対象業務 契約課で入札を行う予定価格（税込み）が50万円を超える，測量・土木設計，建築・設備設計，家屋補償，地質調査等の建設コンサルタント業務
- 2 算定方法 次のとおり，最低基準価格の算定式を改正する。

	改正前	改正後
測 量	直接測量費 + 測量調査費 + 諸経費 × <u>30</u> / 100	直接測量費 + 測量調査費 + 諸経費 × <u>40</u> / 100
土木設計	直接人件費 + 直接経費 + 技術経費 × <u>50</u> / 100 + 諸経費 × <u>50</u> / 100	直接人件費 + 直接経費 + 技術経費 × <u>60</u> / 100 + 諸経費 × <u>60</u> / 100
建 築・ 設備設計	直接人件費 + 特別経費 + 技術経費 × <u>50</u> / 100 + 諸経費 × <u>50</u> / 100	直接人件費 + 特別経費 + 技術経費 × <u>60</u> / 100 + 諸経費 × <u>60</u> / 100
家屋補償	直接人件費 + 直接経費 + 技術経費 × <u>50</u> / 100 + 諸経費 × <u>50</u> / 100	直接人件費 + 直接経費 + 技術経費 × <u>60</u> / 100 + 諸経費 × <u>60</u> / 100
地質調査	直接調査費 + 間接調査費 + 解析業務費 × <u>70</u> / 100 + 諸経費 × <u>30</u> / 100	直接調査費 + 間接調査費 × <u>90</u> / 100 + 解析業務費 × <u>75</u> / 100 + 諸経費 × <u>40</u> / 100

但し，地質調査を除き，その額が予定価格の10分の6を下回る場合は予定価格の10分の6，10分の8を上回る場合は，予定価格の10分の8の額とする。地質調査については，その額が予定価格の3分の2を下回る場合は予定価格の3分の2，10分の8.5を上回る場合は，予定価格の10分の8.5の額とする。

また，2つ以上の業務内容を含む場合は，それぞれの業務内容に応じて算定し，合計した額とする。

- 3 算定方法 予定価格の範囲内で有効な入札の最低の入札価格が，2で算定した最低基準価格を上回った場合は，最低基準価格を最低制限価格とする。  
有効な入札の最低の入札価格が最低制限価格を下回った場合は，有効な入札の下位5者の平均（その額に1円未満の端数を生じた場合は，その端数を切り捨てた額）の85%（その額に1円未満の端数を生じた場合は，その端数を切り捨てた額。但し下限は最低基準価格の85%）を最低制限価格とする。但し，その額が最低基準価格を上回った場合は，最低基準価格を最低制限価格とする。



## 1 趣旨

この要領は、郵便入札の手続きに関し、高知市契約規則(昭和40年規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## 2 定義

この要領において「郵便入札」とは、競争入札において、次に掲げるいずれかの方法により、入札書等を郵送で提出させる方式の入札をいう。

### 一括郵送方式

入札参加申請書類(入札参加申請書及び添付書類の他公告等により提出が必要とされた書類をいう。以下同じ。)及び入札書を一括して郵送することにより提出する方法をいう。

### 入札書郵送方式

入札書を郵送により提出する方法をいう。

## 3 一括郵送方式の郵送手続き

一括郵送方式による入札参加申請書類及び入札書の郵送は、次の各号に定めるところにより行なう。

郵送の方法は、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法によるものとし、宛て先は次のとおりとする。

郵便番号 780-8571

高知本町郵便局私書箱第18号

高知市役所 契約課

郵送料は、入札参加資格審査及び入札結果のいかんにかかわらず、入札参加申請者の負担とする。

郵送にあたっては、封筒に入札参加申請書類及び次号により入札書を入れて封かんした封筒を入れ封かんし、当該封筒には、案件名、開札日及び入札者の住所(所在地)、氏名(法人にあつては、名称及び入札する権限を有する者の職名、氏名とする。以下同じ。)並びに入札書類在中及び親展の文字を明記するものとする。

入札書は、封筒に入れて封かんし、当該封筒の表には、案件名及び入札者の氏名を明記する。なお、封筒に案件名又は入札者の氏名の記載のないものについては、開封しないものとし、当該入札書を提出した者は、入札を辞退したものとみなす。また、入札書が封筒に入れられていないとき又は封かんされていないときは、当該入札は、無効とする。

入札に際し、工事費内訳書の提出が義務づけられた工事にあつては、前号に掲げる封筒に当該書類を同封するものとする。この場合において、当該書類が同封されていないときは、当該入札は、無効とする。

定められた到着期限までに提出された封書は、第3号後段に該当するものを除き、開封し、入札参加申請書類により入札参加資格審査を行なう。この際、入札書を入れた封筒については開封せず、開札日までそのまま保管する。

## 4 入札書郵送方式の郵送手続き

入札書郵送方式による入札書の郵送は、次の各号に定めるところにより行なう。

郵送の方法は、前項第 1 号の規定を準用する。

郵送料は、入札結果のいかんにかかわらず、入札者の負担とする。

郵送にあたっては、封筒に次号により入札書を入れて封かんした封筒を入れ封かんし、当該封筒には、案件名、開札日及び入札者の住所（所在地）、氏名（法人にあっては、名称及び入札する権限を有する者の職名、氏名とする。以下同じ。）並びに入札書類在中及び親展の文字を明記するものとする。

入札書は、封筒に入れて封かんし、当該封筒の表には、案件名及び入札者の氏名を明記する。なお、封筒に案件名又は入札者名の記載のないものについては、開封しないものとし、当該入札書を提出した者は、入札を辞退したものとみなす。また、入札書が封筒に入れられていないとき又は封かんされていないときは、当該入札は、無効とする。

入札に際し、工事費内訳書の提出が義務づけられた工事にあつては、前号に掲げる封筒に当該書類を同封するものとする。この場合において当該書類が同封されていないときは、当該入札は、無効とする。

入札書が定められた到着期限までに提出されていない場合は、入札を辞退したものとみなす。

## 5 開札

第 3 項第 4 号の規定による資格審査の結果、入札に参加させることに決定した者（以下「入札参加者」という。）の入札書及び前項の規定により期限までに提出された入札書は、定められた日時に開札する。

## 6 立会人

前項による開札には、入札参加者の中から次項に定める方法により選出された立会人が立ち会わなければならない。

## 7 立会人の選出方法

入札参加資格審査等の終了時において、入札参加者の中から、当該入札に係る入札参加者の数に応じた次に掲げる方法により立会人を選出する。

入札参加者の数が 3 名以下の場合 全員

入札参加者の数が 3 名を超える場合 契約課職員が、くじ引きにより 3 名を選出する

## 8 くじ引きによる落札者の決定

開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をしたものが 2 名以上あるときは、入札担当職員及び前項による立会人が次に掲げる手順に従い、くじ引きによって落札者を決定するものとする。ただし、くじを引くべき入札者全員が立会人として開札に立会いしている場合は、当該入札者が直接くじを引くものとする。

入札担当職員は、くじ引き用紙に、くじ引きに参加する者の数と同数の直線を記入し、そのうちの 1 に「落札」の表示をする。

立会人のうちの一人は、のくじの直線のそれぞれ 1 に、1 から順に番号を付す。この作業は、当該立会人がによる「落札」表示をした直線を確認することができない状態で行うものとする。

立会人のうちの作業を行った以外の者のうちの一人は、当該くじ引きに係る入札書の中から入札書を任意に 1 枚ずつ選び出し、当該入札書には入札担当職員が選び出された順番にしたがって 1 から順に番号を付す。この作業は、当該立会人が、入札書を選び出す前に当該入札書を提出した者の名称

等を確認することができない状態で行うものとする。

入札担当職員は、及びにより作成されたくじに付された番号と、で入札書に付された番号を突合し、くじで落札の表示のある番号と同じ番号を付した入札書を提出した者を落札者として決定する。

くじ引きの終了後は、当該入札の入札担当職員及び立会人の全員が、当該くじ引きの結果を確認し、その証として当該くじ引き用紙に各自署名するものとする。

事後審査型一般競争入札における開札においては、本項の「落札者」を「落札候補者」、「落札」を「落札候補」と読み替えるものとする。

#### 9 落札者への通知及び入札経過の公表

落札者への通知は、開札後、事後審査型一般競争入札の場合は入札資格要件の確認後速やかに電話により行うものとし、入札案件ごとの落札者、落札金額及び入札経過は、次の方法により公表するものとする。

契約課での閲覧

高知市のホームページへの掲載

#### 10 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。



# 平成 23 年度技術評価点の評価項目及び評価基準（標準）

## 企業の評価（基本配点 8 点満点 工事の特性に応じて 8 点以内で設定する）

評価項目		基本配点	評価基準	加算点
企業の技術力	同種工事の実績の有無 公告日の属する年度の前年度までの、カ年度（工事の特性に応じて年数を設定）において、元請けとして施工した請負金額 万円（原則として、当該工事の請負対象金額相当額の 2 分の 1 とする。ただし、下限を 2500 万円とする。）以上の同種の公共工事の実績。また、共同企業体による工事は、各構成員の工事実績として扱う。	2.0 又は 1.0 点	施工実績 件以上（発注する工事の特性に応じて件数を設定）	2.0 又は 1.0 点
			施工実績 件（発注する工事の特性に応じて件数を設定）	1.0 又は 0.5 点
			施工実績 件未満（発注する工事の特性に応じて件数を設定）	加算点なし
	同一工種工事成績評定 公告日の属する年度の前年度までの 3 カ年度において工事検査を完了した本市工事の工事成績評定値の最高評定値。また、共同企業体による工事は、各構成員の工事成績として扱う。	2.0 又は 1.0 点	成績評定の最高点 75 点（平成 20 年度の発注に係るものは 80 点）以上 ただし、65 点（平成 20 年度の発注に係るものは 70 点）未満の評定がある場合を除く	2.0 又は 1.0 点
	成績評定の最高点 75 点（平成 20 年度の発注に係るものは 80 点）未満		加算点なし	
同一工種工事優良工事表彰の有無 公告日の属する年度の前年度までの 5 カ年度における高知市の同一工種工事に係る優良建設工事表彰の有無。また、特定建設工事共同企業体の場合は、各構成員を評価。	1.0 又は 0.5 点	表彰 有	1.0 又は 0.5 点	
		表彰 無	加算点なし	
施工体制（注 1）	1.0 又は 0.5 点	直営又は連結子会社による施工体制	1.0 又は 0.5 点	
		上記以外	加算点なし	
環境・福祉	ISO 等の取得状況 入札参加申請日現在有効な ISO14001 又はエコアクション 21 の認証取得の有無	ISO14001 又はエコアクション 21 いずれかの認証取得済	1.0 又は 0.5 点	
		いずれも認証未取得	加算点なし	
	雇用対策の実績 入札参加申請日まで継続している法定雇用率を超える障害者の常時雇用の有無	1.0 又は 0.5 点	雇用 有	1.0 又は 0.5 点
次世代育成支援に関する認定等 入札参加申請日現在における次世代育成支援対策推進法に基づく認定又は高知県次世代育成支援企業認証制度要綱に基づく認証の取得	1.0 又は 0.5 点	認証等の取得 有	1.0 又は 0.5 点	
		認証等の取得 無	加算点なし	
地域貢献	災害時等の地域貢献			
	入札参加申請日現在における高知市と災害時の応急対策活動に関する協定を締結した団体の構成員	1.0 又は 0.5 点	防災協定を締結した団体の構成員 有	1.0 又は 0.5 点
			防災協定を締結した団体の構成員 無	加算点なし
	入札参加申請日現在における緊急時の即応態勢	1.0 又は 0.5 点	緊急時の即応体制 有	1.0 又は 0.5 点
			緊急時の即応体制 無	加算点なし
	入札参加申請日現在における消防団協力事業所の認定	1.0 又は 0.5 点	消防団協力事業所の認定 有	1.0 又は 0.5 点
消防団協力事業所の認定 無			加算点なし	
地域ボランティア活動の実績 公告日の属する年度の前年度に高知市の地域内における環境美化等の地域ボランティア活動 3 回以上の実績の有無	1.0 又は 0.5 点	地域ボランティア活動 3 回以上	1.0 又は 0.5 点	
		地域ボランティア活動 3 回未満	加算点なし	
地元下請比率 一次下請金額の総額比率により評価（主たる営業所が高知市内にある者が一次下請である場合に限る）	1.0 又は 0.5 点	% 以上（発注する工事の概要により割合を設定）	1.0 又は 0.5 点	
		% 未満（発注する工事の概要により割合を設定）	加算点なし	
法令遵守	-	指名停止あり	- 1.0 点	
		指名停止なし	加算点なし	
合計		8.0 点		

評価項目並びに配点及び加算点については、工事の特性等に応じて設定するものとする。

（注 1） アスファルト舗装工事における評価を想定

## 配置予定技術者の評価（基本配点 4 点満点 工事の特性に応じて 4 点以内で設定

する）

評価項目	基本配点	評価基準	加算点
<p>同種工事の実績の有無                      公告日の属する年度の前年度までの 3 年度（工事の特性に応じて年数を設定）において、元請けとして施工した請負金額 万円（原則として、当該工事の請負対象金額相当額の 2 分の 1 とする。ただし、下限を 2500 万円とする。）以上の同種の公共工事の実績。また、共同企業体による工事は、各構成員の技術者の工事実績として扱う。</p>	2.0 又は 1.0 点	施工実績 件以上（発注する工事の特性に応じて件数を設定）	2.0 点
		施工実績 件（発注する工事の特性に応じて件数を設定）	1.0 点
		施工実績 件未満（発注する工事の特性に応じて件数を設定）	加算点なし
<p>配置予定技術者の資格（注 2）</p>	2.0 又は 1.0 点	高度な技術資格を有する者	2.0 又は 1.0 点
		上記以外	加算点なし
<p>同一工種工事成績評定                      公告日の属する年度の前年度までの 3 年度において工事検査を完了した本市工事における技術者の工事成績評定値の最高評定値。また、共同企業体による工事は、各構成員の技術者の工事成績として扱う。</p>	1.0 又は 0.5 点	成績評定の最高点 75 点（平成 20 年度の発注に係るものは 80 点）以上 ただし、65 点（平成 20 年度の発注に係るものは 70 点）未満の評定がある場合を除く	1.0 又は 0.5 点
		成績評定の最高点 75 点（平成 20 年度の発注に係るものは 80 点）未満	加算点なし
<p>継続教育学習制度（CPD(S））への取組</p>	1.0 又は 0.5 点	建設系 CPD 協議会に属する団体が認定した「継続教育学習制度」の取得単位数 30 単位以上	1.0 又は 0.5 点
		建設系 CPD 協議会に属する団体が認定した「継続教育学習制度」の取得単位数 10 単位以上 30 単位未満	0.5 点又は加算点なし
		建設系 CPD 協議会に属する団体が認定した「継続教育学習制度」の取得単位数 10 単位未満	加算点なし
合 計	4 . 0 点		

評価項目並びに配点及び加算点については、工事の特性等に応じて設定するものとする。

（注 2） 配置予定技術者の「高度な技術資格」は、工事の特性に応じて設定するものとする。

## 施工計画の評価（基本配点 8 点満点 工事の特性に応じて 8 点以内で設定する）

企業評価型（特別簡易型）には採用しない。

評価項目	基本配点	評価基準	加算点 (比)
工程管理に関する技術的所見	各項目について、8点以内で設定	各工程の工期，手順において現場の状況を踏まえ，考慮すべき具体的な提案を段階評価する。	4
			3
			2
			1
			加算点なし
材料等の品質管理に関する所見		(発注者の指定した)品質管理項目に関して確認方法や管理方法等で現場の環境条件等を踏まえ，考慮すべき具体的な提案を段階評価する。	4
			3
			2
			1
			加算点なし
施工上の課題に関する所見		(発注者の指定した)施工上の課題に対して，現場の状況に即した，考慮すべき具体的な提案を段階評価する。	4
			3
			2
			1
			加算点なし
施工上配慮すべき事項に関する所見	配慮事項の設定やこれへの対応が現場の環境条件等を踏まえ，考慮すべき具体的な提案を段階評価する。	4	
		3	
		2	
		1	
		加算点なし	
合計	8.0点		

評価項目並びに配点及び加算点については，工事の特性等に応じて設定するものとする。

各評価項目の評価点は，評価した加算点の平均点（小数点第三位を四捨五入）とする。

建設工事一般競争（指名競争）

入札参加資格者の皆様

高知市総務部契約課

## 工事の最低制限価格及び工事に係る委託業務の最低基準価格の算定方法の改正について

## 1 工事の最低制限価格の算定方法の改正

建設工事に係る最低制限価格の算定方法を下記のとおり改正し、**平成 23 年 7 月 1 日（公告日，指名通知日が 7 月 1 日以降のもの）**より施行します。

記

	改正前	改正後
算 定 式	次の又はに該当するもの以外の工事 直接工事費の 95% + 共通仮設費の 90% + 現場管理費の <u>70%</u> + 一般管理費等の 30%	次の又はに該当するもの以外の工事 直接工事費の 95% + 共通仮設費の 90% + 現場管理費の <u>80%</u> + 一般管理費等の 30%
	建築，電気（電気通信を含み，に該当するものを除く），管工事 （直接工事費 - 直接工事費の 10%）の 95% + 共通仮設費の 90% + （現場管理費 + 直接工事費の 10%）の <u>70%</u> + 一般管 理費等の 30%	建築，電気（電気通信を含み，に該当するものを除く），管工事 （直接工事費 - 直接工事費の 10%）の 95% + 共通仮設費の 90% + （現場管理費 + 直接工事費の 10%）の <u>80%</u> + 一般管 理費等の 30%
	【試行】下水関連施設に係る機械，鋼 構造，電気（電気通信を含む）設備工事 機器費の 88% + 直接工事費の 95% + 共 通仮設費の 90% + （現場管理費 + 据付間 接費 + 設計技術費）の <u>70%</u> + 一般管理費 等の 30%	【試行】下水関連施設に係る機械，鋼 構造，電気（電気通信を含む）設備工事 機器費の 88% + 直接工事費の 95% + 共 通仮設費の 90% + （現場管理費 + 据付間 接費 + 設計技術費）の <u>80%</u> + 一般管理費 等の 30%
設 定 範 囲	上記算定式により算出した額（税抜き， 以下同じ）が，予定価格（税抜き，以下 同じ）の 90% を超える場合にあっては， 90% の額とし，予定価格の 80% に満たな い場合にあっては，80% の額とする。	同左（改正なし）

	改正前	改正後
端数処理	<p>上記算定式により算出した額の千円未満の端数を切り捨てる。</p> <p>ただし、その額が予定価格の80%に満たない場合は、予定価格の80%の額の千円未満の端数を切り上げる。(端数を切り捨てると下限である予定価格の80%を下回るため)</p>	同左 (改正なし)

注意：下水関連施設の建物の電気設備工事については、に該当します。

## 2 工事に係る委託業務の最低基準価格の算定方法の改正

建設工事に係る委託業務の最低基準価格の算定方法を下記のとおり改正し、**平成 23 年 7 月 1 日 ( 公告日、指名通知日が 7 月 1 日以降のもの )**より施行します。

ただし、予定価格が改正前の歩掛り ( 直接人件費 + 直接経費 + 技術経費 + 諸経費 ) の費目構成で算定されているものについては、改正前の算定式を適用することとし、その場合は、指名通知書等でその旨を表示します。

記

対象業務

契約課で入札を行う予定価格 ( 税込み ) が 50 万円を超える測量、土木設計、建築・設備設計、家屋補償、地質調査等の建設コンサルタント業務

最低基準価格の算定方法

	改正前	改正後
測 量	直接測量費 + 測量調査費 + 諸経費 × 40/100	同左 (改正なし)
土木設計	直接人件費 + 直接経費 + 技術経費 × 60/100 + 諸経費 × 60/100	直接人件費 + 直接経費 + <u>その他原価 × 90/100 + 一般管理費等 × 30/100</u>
建 築 ・ 設備設計	直接人件費 + 特別経費 + 技術経費 × 60/100 + 諸経費 × 60/100	同左 (改正なし)
家屋補償	直接人件費 + 直接経費 + 技術経費 × 60/100 + 諸経費 × 60/100	直接人件費 + 直接経費 + <u>その他原価 × 90/100 + 一般管理費等 × 30/100</u>
地質調査	直接調査費 + 間接調査費 × 90/100 + 解析業務費 × 75/100 + 諸経費 × 40/100	同左 (改正なし)

最低基準価格の設定範囲

改正前	改正後
<p>地質調査を除き、上記算定式により算出した額（税抜き、以下同じ）が予定価格（税抜き、以下同じ）の10分の8を超える場合は、予定価格の10分の8とし、予定価格の10分の6に満たない場合は予定価格の10分の6の額とする。</p> <p>地質調査については、上記算定式により算出した額が予定価格の10分の8.5を超える場合は、予定価格の10分の8.5とし、予定価格の3分の2に満たない場合は、予定価格の3分の2の額とする。</p> <p>また、2つ以上の業務内容を含む場合は、それぞれの業務内容に応じて算定し、合計した額とする。</p>	<p>同左（改正なし）</p>

最低制限価格の設定方法

改正前	改正後
<p>予定価格の範囲内で有効な入札の最低の入札価格が、及び で算定した最低基準価格を上回った場合は、最低基準価格を最低制限価格とする。</p> <p>予定価格の範囲内で有効な入札の最低の入札価格が、及び で算定した最低基準価格を下回った場合は、有効な入札の下位5者の平均（その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）の85%（その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額。但し、下限は最低基準価格の85%）を最低制限価格とする。但し、その額が最低基準価格を上回った場合は、最低基準価格を最低制限価格とする。</p>	<p>同左（改正なし）</p>

以上